

4 許可申請図書

行為の区分	図面等
建築物の建築その他工作物の建設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 付近見取図（方位、施行箇所、道路、河川、公共建築物及び主要な道路、河川、公共建築物等からの距離を明示したもの。以下同じ。）</li> <li>2 現況・計画配置図（縮尺50分の1から600分の1までの図面であって、縮尺、方位、地名及び地番、敷地の境界線、敷地内の建築物及び工作物、木竹等の位置、建築物の外壁またはこれに替わる柱の図面及び工作物から敷地境界線までの距離並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示したもの）</li> </ol>
建築物その他の工作物の色彩の変更	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 求積図（敷地面積、建築面積または工作物の水平投影面積を明示したもの）</li> <li>4 二面（正面、側面等）以上の立面図（縮尺、高さ、主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩並びに建築物その他の工作物の色彩の変更の場合にあつては色彩の変更部分、変更面積及び変更前後の色彩を明示したもの）</li> <li>5 現況写真</li> </ol>
宅地の造成、土の開墾その他の土地の形質の変更	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 付近見取図</li> <li>2 現況・計画平面図（縮尺、方位、地名及び地番、宅地の造成等の範囲及び土地に高低差がある場合は等高線、断面図の位置並びに石がき、がけ、木竹、石塊等がある場合はその位置を明示したもの。以下同じ。）</li> <li>3 現況・計画断面図（縮尺並びに現況及び行為後の状況を明示したもの。行為後のりを生ずる場合はのりの高さを明示。）</li> <li>4 植栽計画平面図（保全される木竹並びに行われる植栽の種類、位置、高さ及び面積を明示したもの）</li> <li>5 求積図（宅地の造成等を行う面積、木竹が保全される面積、植栽を行う4面積）</li> <li>6 現況写真</li> </ol>
水面の埋立て又は干拓	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 付近見取図</li> <li>2 現況・計画平面図</li> <li>3 現況・計画断面図</li> <li>4 求積図（現況水面の面積、埋立てまたは干拓の面積、植栽が行われる面積）</li> <li>5 現況写真</li> </ol>
木竹の伐採	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 付近見取図</li> <li>2 現況・跡地整理計画平面図（縮尺、方位、地名及び地番、行為地の境界線、土地に高低差がある場合は等高線並びに断面図の位置を明示したもの）</li> </ol>
土石の類の採取	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 現況・計画断面図</li> <li>4 求積図（伐採面積、採取場の面積、採取区域の面積）</li> <li>5 現況写真</li> </ol>
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 付近見取図</li> <li>2 現況・計画配置図（縮尺50分の1から600分の1までの図面であって、縮尺、方位、地名及び地番、敷地の境界線、敷地内の堆積、工作物、木竹等の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示したもの）</li> <li>3 二面（正面、側面等）以上の立面図（縮尺及び主要部分の高さを明示したもの）</li> <li>4 求積図（敷地面積、堆積面積）</li> <li>5 現況写真</li> </ol>

## 盛岡市風致地区内の建築等の規制に関する条例 及び同施行規則の制定にかかる主な変更点

今まで県条例であった風致にかかる条例の制定権限が都道府県から市町村へ委譲されたことにもない、”盛岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例”及び”同施行規則”を制定しました。  
盛岡市風致条例は、平成26年6月30日に制定され、施行は平成27年1月1日からとなり、今までの県条例との相違点を本紙により説明します。



盛岡市 都市整備部 公園みどり課

担当：公園みどり課 計画担当  
TEL：651-4111（内線7266, 内線7267）

### 1 数値で定める技術基準

各技術基準の数値は次のとおりです。

技術基準	県条例				市条例			
	第1種	第2種	第3種	第4種	第1種	第2種	第3種	第4種
建築物の高さの上限	8 m	10m	12m	15m	変更なし			
建築物の建ぺい率の上限	20%	30%	30%	40%	変更なし			
建築物の道路境界からの離れの最低限度	3 m	2 m	2 m	2 m	変更なし			
建築物の道路境界以外の境界からの離れの最低限度	1.5m	1 m	1 m	1 m	変更なし			
宅地の造成等(1 畝超)におけるのりの高さ	4 m	4 m	5 m	5 m	一律 5 m			
緑地率の最低限度	30%	20%	20%	10%	変更なし			

### 2 その他変更となる点

風致条例の制定にともない、県条例と変更（追加）となる点は次のとおりです。

県条例	市条例										
—	○ 許可を受けた者は、許可を受けた工事の完了や廃止をしたときに届出を提出する。										
—	○ 許可を受けた者に対して、必要な報告を求めることができる。また、立入検査することができる。										
○ 次のいずれかに該当するものは罰金に処する。	○ 次のいずれかに該当するものは罰金に処する。										
<table border="1"> <tr> <td>監督処分の命令に違反した者</td> <td>50万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td>許可を受けずに工事着手した者や許可の条件に違反した者</td> <td>30万円以下の罰金</td> </tr> </table>	監督処分の命令に違反した者	50万円以下の罰金	許可を受けずに工事着手した者や許可の条件に違反した者	30万円以下の罰金	<table border="1"> <tr> <td>監督処分の命令に違反した者</td> <td>50万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td>許可を受けずに工事着手した者や許可の条件に違反した者</td> <td>30万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td>求めた報告に対して虚偽の報告した者や立入検査を拒んだり等をした者</td> <td>20万円以下の罰金</td> </tr> </table>	監督処分の命令に違反した者	50万円以下の罰金	許可を受けずに工事着手した者や許可の条件に違反した者	30万円以下の罰金	求めた報告に対して虚偽の報告した者や立入検査を拒んだり等をした者	20万円以下の罰金
監督処分の命令に違反した者	50万円以下の罰金										
許可を受けずに工事着手した者や許可の条件に違反した者	30万円以下の罰金										
監督処分の命令に違反した者	50万円以下の罰金										
許可を受けずに工事着手した者や許可の条件に違反した者	30万円以下の罰金										
求めた報告に対して虚偽の報告した者や立入検査を拒んだり等をした者	20万円以下の罰金										
—	○ 許可申請書には現況写真、完了届には完了写真の添付が必要となる。										

### 3 許可申請等の手続き

風致地区の区域及び行為計画の内容が許可基準に適合するか否かを事前に確認したうえで、「風致地区内行為許可申請書」に、風致地区内行為の区分に応じて、「風致地区内行為説明書」と必要図書を添付して、各2部を市公園みどり課計画担当へ提出して下さい。

なお、「建築確認申請に伴う他法令等の協議」の前に風致地区内行為の許可を受けた後、許可指令書の写しを添付のうえ、建築確認申請をして下さい。

